

## 小樽市保育士等人材バンク設置要綱

制定 平成30年2月5日

改正 令和5年4月1日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内の保育所及び認定こども園（以下「保育所等」という。）での就労を希望する者を支援し、保育の担い手の確保を図るため、保育士等の資格を有する人材の情報を登録する小樽市保育士等人材バンク（以下「人材バンク」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

### (登録の対象者)

第2条 人材バンクの登録の対象となる者は、保育所等において、保育士、保育教諭及び保育助手として就労を希望する者とする。

### (登録の申込み)

第3条 人材バンクへの登録を希望する者は、小樽市保育士等人材バンク登録申込書兼同意書（様式第1号。以下「登録申込書」という。）に保育士証等の資格を証する書類の写しを添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、登録申込書の提出があったときは、小樽市保育士等人材バンク登録者名簿（様式第2号。以下「登録者名簿」という。）へ登録し、保育所等の長に限り、閲覧に供するものとする。

### (登録の変更及び取消し)

第4条 前条第2項の規定により人材バンクに登録された者（以下「登録者」という。）は、登録内容に変更が生じたとき、又は登録を取り消そうとするときは、速やかに小樽市保育士等人材バンク登録内容変更・取消届（様式第3号。以下「変更・取消届」という。）を市長に提出しなければならない。

### (登録の削除)

第5条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録者名簿から登録者の情報を削除することができるものとする。

- (1) 変更・取消届の提出があり、取消しを希望しているとき。
- (2) 保育所等への採用が決まったとき。
- (3) 長期間（おおむね1年間）にわたり連絡が取れないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が登録者として不適格と認めたとき。

### (登録の期間)

第6条 人材バンクの登録期間は、登録を完了した日から前条の規定により削除した日の前日までとする。

(登録情報の提供)

第7条 人材バンク登録情報の提供を受けようとする保育所等の長は、小樽市保育士等人材バンク登録者情報提供申込書兼誓約書(様式第4号。以下「情報提供申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、保育所等の長から情報提供申込書の提出があったときは、登録申込書の写しを提供するものとする。

(留意事項)

第8条 人材バンクは、登録者に対し保育所等の職のあっせん、紹介を行うものではなく、また、保育所等に対し、登録者のあっせん、紹介を行うものではない。

2 保育所等の長は、その責任において面接を行い、採用の際には児童福祉施設の整備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)その他の関係法令等に基づく基準を遵守すること。また、勤務条件等については登録者と保育所等との合意によるものであり、市長はその責任を負わない。

3 保育所等の長は、前条第2項の規定により提供された登録申込書の写しを適切に管理し、利用を終了した際にはその都度適切に廃棄しなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 人材バンクにおける個人情報の取扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に定めるところによる。また、第7条第2項の規定により登録申込書の写しの提供を受けた保育所等の長は、提供された個人の情報を他人に漏らし、又は本要綱に定める以外の目的に使用してはならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、人材バンクの運営に関し必要な事項は、こども未来部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。